

令和 2 年度

行 政 監 査

財政援助団体等に対する監査

結 果 報 告 書

甲州市監査委員

目 次

行政監査

1 監 査 の 対 象	1
2 監 査 の 方 法	1
3 監 査 の 結 果	1

財政援助団体等に対する監査

【公の施設の指定管理者】

1 監 査 の 対 象	3
2 監 査 の 方 法	3
3 監 査 の 結 果	3
個別の監査結果	4

行政監査

1 監査の対象

令和２年度における公の施設の指定管理者の指定について、公募、選定から協定締結までの手続きに係る事務。

監査対象

指定管理者制度を導入している施設	指定管理者	所管課	選定手続き
			指定期間
甲州市環境センター し尿処理場	株式会社メイキョー	環境政策課	非公募
			令和３年４月１日から 令和８年３月３１日まで
甲州市鈴宮寮	社会福祉法人光風会	福祉課	公募
			令和３年４月１日から 令和８年３月３１日まで
道の駅甲斐大和施設	株式会社エープレイス	観光商工課	公募
			令和３年４月１日から 令和６年３月３１日まで
甲州市 B&G 海洋センター	株式会社フィッツ	生涯学習課	公募
			令和３年４月１日から 令和８年３月３１日まで

2 監査の方法

監査は、令和２年１２月２８日から令和３年２月２６日までの間、所管課から提出された監査資料の書類審査及び関係職員の説明聴取により実施した。

3 監査の結果

事務処理は概ね適正に処理されているものと認められた。なお、以下の見直しや検討されたい事項については、対処されたい。

(１) 公募・非公募について

「甲州市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」及び「甲州市指定管理者制度運用ガイドライン」において、指定管理者の選定は公募を原則としているが、今回の監査対象４件中１件が非公募選定されている。様々な事情により非公募とすることは考えられるが、非公募とする場合には、非公募とする理由を明らかにすることが必要である。非公募とする基本的な考え方・判断基準等を定めるなど公正かつ透明性が確保された選定手続きとなるよう努められたい。

また、募集を限定的に狭めず、基本的制度の原則に沿った募集要綱とされたい。

(2) 委員会等会議録の作成について

委員会等の会議録においては、責任の所在を明らかにするためにも、適正な作成に努められたい。

(3) 基本協定書について

基本協定書に定める条項については、当該施設の特性を踏まえて、政策秘書課の指導のもと、所管課と指定管理者とで協議を行い内容の確定をされたい。また、内容の変更等が発生した場合には、変更協定書を締結するなど、適切な処理に努められたい。

【財政援助団体等に対する監査】

公の施設の指定管理者

1 監査の対象

指定管理者制度を導入している次の施設について、令和元年度及び令和２年度（令和２年４月１日から同年１１月３０日までの間）の管理運営状況。

指定管理者制度を導入している施設	指定管理者	所管課
甲州市大和福祉センター・甲州市大和デイサービスセンター	株式会社 やさしい手甲府	福祉課
甲州市日川溪谷緑の村	株式会社 栄和交通	観光商工課
甲州市やまと天目山温泉資源活用施設	株式会社 栄和交通	観光商工課
甲州市甲斐の国大和自然学校施設	株式会社 フィッツ	観光商工課
道の駅甲斐大和	株式会社 エープレイス	観光商工課
甲州市農産物加工体験施設	株式会社 エープレイス	観光商工課
甲州市交流保養センター（大菩薩の湯）	株式会社 スポーツプラザ報徳	観光商工課

2 監査の方法

監査は、令和２年１２月２８日から令和３年２月２６日までの間、財務諸帳簿、監査資料等の書類審査並びに指定管理者と所管課職員の説明聴取により実施した。

3 監査の結果

指定管理者による各施設の管理運営は、概ね適正に行われているものと認められるが、次の事項及び施設別に記した監査結果において適切に対処されたい。

- （１）指定管理者は作成する毎月の業務報告書及び年度終了後の事業報告書について、適切に作成すること。
- （２）所管課は指定管理業務の実施状況について、月例業務報告書はもとより、現地確認や指定管理者との意見交換を行うなど、より一層その状況把握に努めること。
- （３）指定管理者は、基本協定書、年度協定書を遵守し、適切な施設の管理運営及び、事務処理に努めること。

(ア) 甲州市大和福祉センター・甲州市大和デイサービスセンター

所管課	福祉課
公募・非公募の別	非公募
指定管理者	株式会社 やさしい手甲府
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日
指定管理料	令和元年度 12,029,000円
	令和 2年度 11,831,311円
利用料金制の有無	有
管理業務	・大和福祉センターの事業に関すること。 ・利用許可に関する業務。 ・デイサービスセンターは、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業に関する業務。 ・その他、管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務。

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・基本協定書に掲げられた事項を記載した業務報告書を作成し、提出すること。
- ・提出された業務報告書・事業報告書の数値が一致しない部分が見受けられた。整合が図られるよう各書類の作成を適切に行うこと。

◎所管課に対する監査の結果

- ・報告に基づきモニタリングを行い、記録に残しておくこと。
- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。
- ・基本協定書に沿った運営となるよう指定管理者へ指導を行うこと。

(イ) 甲州市日川溪谷緑の村

所管課	観光商工課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 栄和交通
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日
指定管理料	令和元年度 0円
	令和 2年度 0円
利用料金制の有無	有
管理業務	(ア) 緑の村管理運営業務 ①緑の村における事業の実施に関する事。 ②緑の村の使用許可等に関する事。 ③緑の村の料金の収納に関する事。 ④緑の村及び付属設備の維持管理に関する事。 ⑥その他、緑の村の管理運営に関する事。 (イ) その他、管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・日常点検簿の点検項目を施設ごとに設定するなど改善に努めること。
- ・事業計画書と事業報告書の収支表の数値が一致していない部分が見受けられた。整合が図られるよう書類の作成を適正に行うこと。
- ・収支計画書の積算根拠を明確にし、会計の透明性を図ること。
- ・基本協定書に記載されている事項を遵守し、適切な事務を遂行すること。
- ・研修・講習を受け、施設においての緊急時に対応できる体制を整えること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。
- ・モニタリング時の協議内容は、記録に残しておくこと。
- ・基本協定書を遵守し、適切な事務を遂行するよう指導を行うこと。

(ウ) 甲州市大和天目山温泉資源活用施設

所管課	観光商工課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 栄和交通
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日
指定管理料	令和元年度 6,000,000円
	令和 2年度 6,000,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	(ア) 天目山温泉の管理運営業務 ①天目山温泉における事業の実施に関すること。 ②天目山温泉の使用許可等に関すること。 ③天目山温泉の料金の収納に関すること。 ④天目山温泉及び付属施設の維持管理に関すること。 ⑤天目山温泉に関する書類の作成及び保管に関すること。 ⑥その他、天目山温泉の管理運営に関すること。 (イ) その他、管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務。

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・指定管理料について、年度協定書と事業計画書の内容に相違がみられた。適切な事務処理に努めること。
- ・課題については、課題が解決するまで状況の報告、記録を継続して行うこと。
- ・利用者からの要望・意見について、記録に残し、サービスの向上につなげること。
- ・研修・講習を受け、施設における緊急時に対応できる体制を整えること。
- ・基本協定書を遵守し、適切な事務を遂行すること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・モニタリングで協議を行った内容は、記録に残しておくこと。
- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。
- ・基本協定書を遵守し、適切な事務を遂行するよう指導を行うこと。

(エ) 甲州市甲斐の国大和自然学校施設

所管課	観光商工課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 フィッツ
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日
指定管理料	令和元年度 10,800,000円
	令和2年度 10,800,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	(ア) 自然学校の管理運営業務 ①自然学校における事業の実施に関すること。 ②自然学校の使用許可等に関すること。 ③自然学校の料金徴収に関すること。 ④自然学校及び付属設備の維持管理に関すること。 ⑤自然学校に関する書類の作成及び保管に関すること。 ⑥その他、自然学校の管理運営に関すること。 (イ) その他、管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・管理業務の第三者委託について、契約書の写しを提出し、承諾を受けること。
- ・収支計算書として提出された資料に誤りがあった。適切な作成に努めること。
- ・基本協定書を遵守し、適切な事務を遂行すること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・所管課が保管している報告書と指定管理者が提出した報告書に相違がないよう点検、確認を適切に行うこと。
- ・基本協定書を遵守し、適切な事務を遂行するよう指導を行うこと。

(オ) 道の駅甲斐大和及び甲州市農産物加工体験施設

所管課	観光商工課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 エープレイス
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日
指定管理料	令和元年度 2,160,000円
	令和2年度 2,160,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	(ア) 道の駅甲斐大和・農産物加工体験施設における次の業務 ①経営管理業務 ②施設の管理運営に関する業務 ③施設及び設備の維持管理業務 ④その他、管理運営に関する業務 (イ) その他、管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・継続して行う修繕・工事・課題については、それらが終了または解決するまで状況の報告、記録を行うこと。
- ・月例報告書記載の集計表等について数値が一致しない部分が見受けられた。整合を図ること。
- ・施設運営に必要とするマニュアルを見直し、現況を踏まえたマニュアルとなるよう努めること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。
- ・マニュアルの見直しについて、緊急時に対応したものとなるよう指導を行うこと。
- ・基本協定書を遵守し、適切な事務を遂行するよう指導を行うこと。

(カ) 甲州市交流保養センター大菩薩の湯

所管課	観光商工課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 スポーツプラザ報徳
指定期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日
指定管理料	令和 2年度 8,682,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	(ア) 交流保養センターにおける次の業務 ①交流保養センターにおける事業の実施に関すること。 ②交流保養センターの使用許可等に関すること。 ③交流保養センターの料金の収納に関すること。 ④交流保養センター及び付属設備の維持管理に関すること。 ⑤交流保養センターの関係書類の作成及び保管に関すること。 ⑥その他、交流保養センターの管理運営に関すること。 (イ) その他、管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・提出された月例報告書の数値が一致しない部分が見受けられた。整合が図られるよう各書類の作成を適切に行うこと。
- ・事業計画書に示された管理運営体制を遵守し、円滑に業務が遂行できるよう努めること。
- ・事業計画書と事業報告書の内容に相違がみられた。適切な書類の作成に努めること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。
- ・事業計画が基本協定書に基づいた適切な内容となっているか、不足があるものについては、訂正、追加の指導を行うこと。